

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 道路の供用廃止【建設局道路部管理課】 2
- 令和3年9月北九州市議会定例会の招集【総務局総務部総務課】 3

◇ 公 告

- 調達契約に係る一般競争入札の公告【環境局循環社会推進部業務課】 4
- 特定調達契約の落札者の決定【デジタル市役所推進室デジタル市役所推進課】 6
- 大規模小売店舗の変更事項の届出【産業経済局商業・MICE推進部商業・サービス産業政策課】 7

◇ 交 通 局

- 北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程【交通局総務経営課】 9

北九州市告示第 3 1 2 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定により、次のとおり令和 3 年 8 月 2 6 日から道路の供用を廃止する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 3 年 8 月 2 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用廃止の区間
3 0 5 2	長野本町 1 号線	小倉南区長野本町二丁目 2 2 1 5 番地先から 小倉南区長野本町二丁目 2 2 2 2 番 1 地先まで
3 0 5 5	長野本町 4 号線	小倉南区長野本町三丁目 2 1 6 4 番 1 地先から 小倉南区長野本町三丁目 2 1 5 5 番 1 地先まで
3 0 9 0	長野本町 3 9 号線	小倉南区長野本町三丁目 2 1 0 9 番 1 地先から 小倉南区長野本町三丁目 2 1 0 8 番 3 地先まで

北九州市告示第 3 1 3 号

令和 3 年 9 月北九州市議会定例会を次のとおり招集する。

令和 3 年 8 月 2 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 期日 令和 3 年 9 月 2 日
- 2 場所 北九州市議会議事堂

北九州市公告第599号

一般競争入札により調達契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和3年8月26日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

- (1) 役務の名称及び数量 環境センター公用自動車の借入れ及び保守業務 一式
- (2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 令和4年3月1日から令和10年2月29日まで
- (4) 履行場所 北九州市の指示する場所
- (5) 入札方法

ア 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

イ 電送及び郵送による入札は、認めない。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 北九州市から指名停止処分を受けている期間中でないこと。

3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号

北九州市環境局循環社会推進部業務課

イ 日時 この公告の日から令和3年9月6日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午

後 4 時 3 0 分まで

(2) 入札説明書等の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加申出書の提出

ア 郵送による場合の競争参加申出書の提出期限 第 1 号アの場所に書留郵便により、令和 3 年 9 月 1 日までに必着のこと。

イ 持参による場合の競争参加申出書の提出期限 第 1 号アの場所に、令和 3 年 9 月 1 日まで（日曜日及び土曜日を除く。）に提出のこと。

(5) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北九州市役所地下 2 階第 5 入札室

イ 日時 令和 3 年 9 月 6 日午後 2 時

5 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の 1 0 0 分の 5 以上。ただし、契約規則第 5 条第 7 項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の 1 0 0 分の 5 以上。ただし、契約規則第 2 5 条第 7 項第 1 号又は第 3 号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(2) 入札の無効 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第 1 2 条各号のいずれかに該当する入札

(3) 落札者の決定方法 契約規則第 1 3 条第 1 項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市環境局循環社会推進部業務課

〒 8 0 3 - 8 5 0 1

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

電話 0 9 3 - 5 8 2 - 2 1 8 0

F A X 0 9 3 - 5 8 2 - 2 1 9 6

北九州市公告第600号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和3年8月26日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量
北九州地域情報ネットワークサービス提供業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市デジタル市役所推進室デジタル市役所推進課
北九州市小倉北区大手町1番1号
- 3 落札者を決定した日
令和3年7月27日
- 4 落札者の名称及び住所
ソフトバンク株式会社
東京都港区海岸一丁目7番1号
- 5 落札金額
4億5,054万5,700円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和3年6月15日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市公告第601号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和3年8月26日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

J R九州小倉駅ビル

北九州市小倉北区浅野一丁目2番2ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社J R小倉シティ

北九州市小倉北区浅野一丁目1番1号

代表取締役 濱田真知子

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

株式会社R1000

福島県喜多方市字押切南二丁目11番地

代表取締役社長 金子一弘

他102者

(2) 変更後

株式会社R1000

福島県喜多方市字押切南二丁目11番地

代表取締役社長 金子一弘

他99者

4 変更の年月日

令和3年7月27日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和3年8月18日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市産業経済局商業・MICE推進部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和3年12月27日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和3年12月27日までに北九州市産業経済局商業・MICE推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市交通局管理規程第 8 号

北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 3 年 8 月 2 6 日

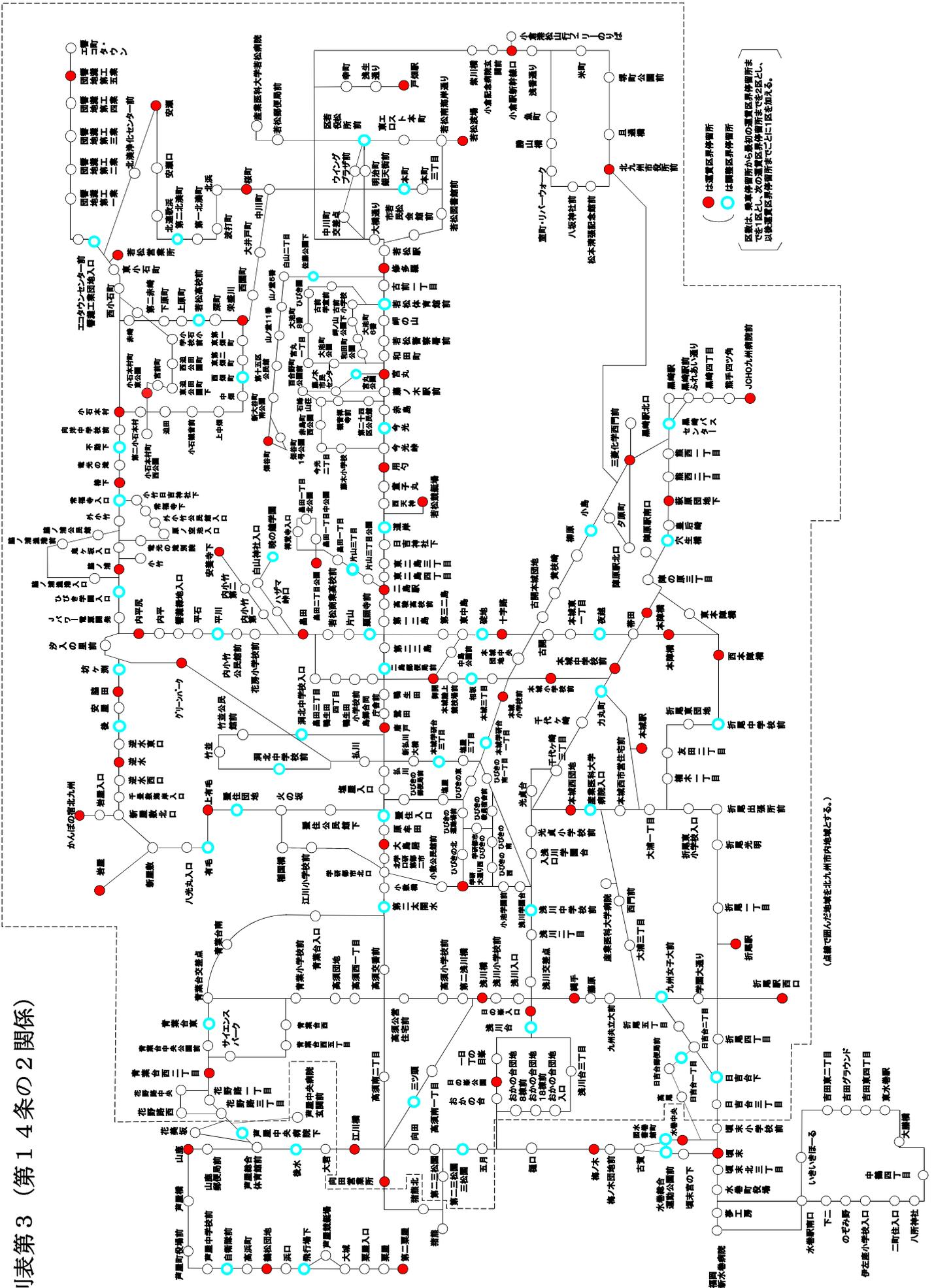
北九州市交通局長 福 本 啓 二

北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程

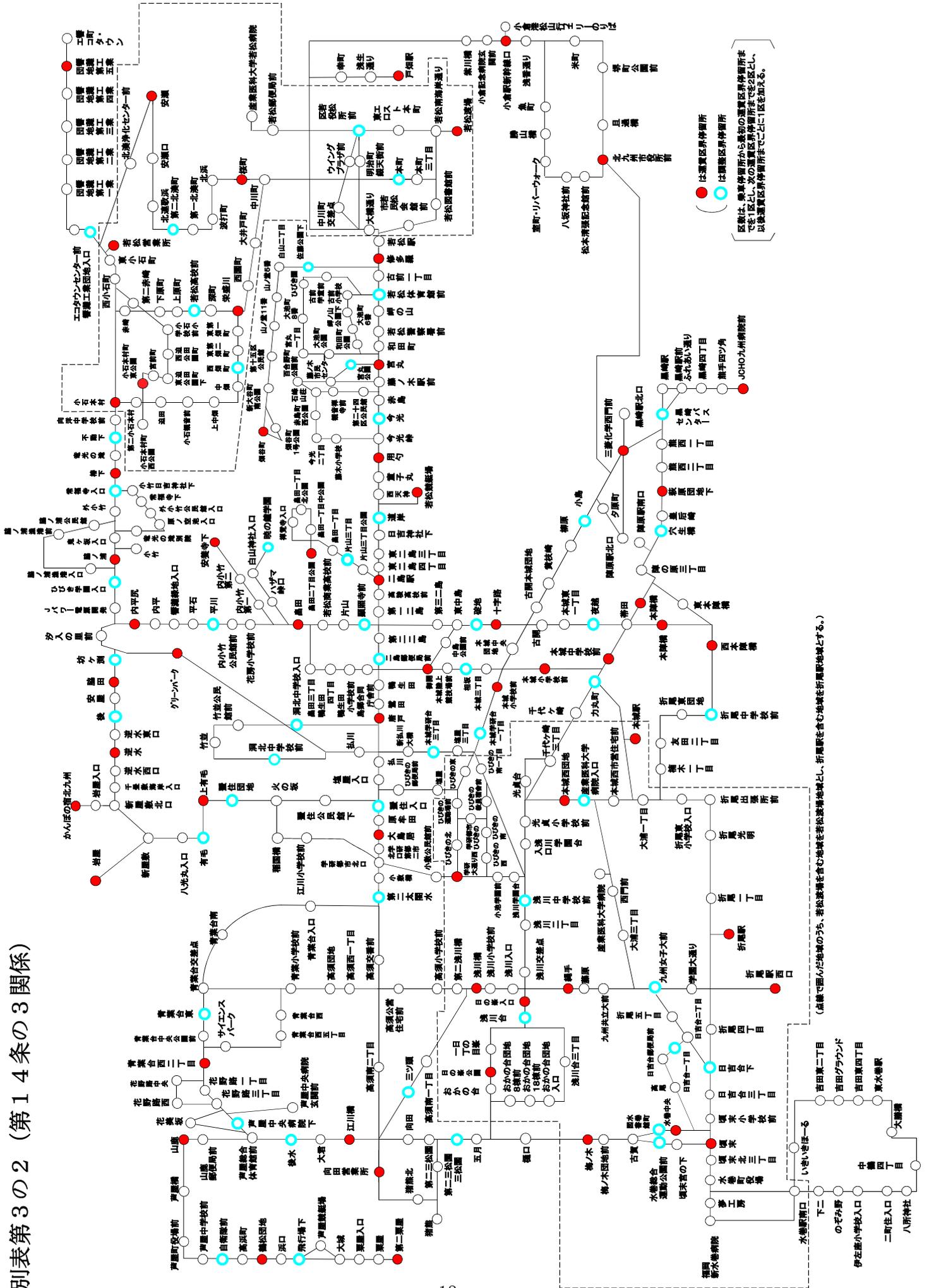
北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程（昭和 3 9 年北九州市交通局管理規程第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 から別表第 3 の 2 までを次のように改める。

別表第3 (第14条の2関係)



別表第3の2 (第14条の3関係)



付 則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年8月30日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程（以下「旧規程」という。）の規定により発行された乗車券で、この規程の施行の際現に効力を有するものは、改正後の北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程の規定により発行されたものとみなす。

3 前項に定めるもののほか、旧規程の規定により発行された乗車券の取扱いについては、別に管理者が定める。